

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部
を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則（昭和46年川崎市教育委員会規則第19号）の一部を次のように改正する。

第3条の表中

「

学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課	
	健康教育課	

」

を

「

学校教育部	指導課	
	支援教育課	
	健康教育課	

」

に改める。

第4条の表中

「 職員部 」

を

「 職員部

（1）教職員の服務観察及び相談に関すること。」

に、

「 学校教育部

（1）学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

（2）学校運営の支援に関すること。」

を

「 学校教育部

(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。

(2) 学校運営の支援に関すること。

(3) 新小倉小学校の開校準備に関すること。 」

に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

制 定 理 由

組織改正に伴い、所要の整備を行うため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会事務局事務分掌規則 新旧対照表

改正後			改正前		
第1条、第2条 略 (内部組織)			第1条、第2条 略 (内部組織)		
第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。			第3条 事務局の内部組織は、次のとおりとする。		
総務部	庶務課	庶務係 経理係	総務部	庶務課	庶務係 経理係
	学事課			学事課	
教育政策室			教育政策室		
教育環境整備推進室			教育環境整備推進室		
職員部	教職員企画課		職員部	教職員企画課	
	教職員人事課			教職員人事課	
	給与厚生課			給与厚生課	
学校教育部	指導課		学校教育部	指導課	指導事務係
	支援教育課			支援教育課	
	健康教育課			健康教育課	
健康給食推進室			健康給食推進室		
生涯学習部	生涯学習推進課		生涯学習部	生涯学習推進課	
	地域教育推進課			地域教育推進課	
	文化財課			文化財課	
(事務分掌)			(事務分掌)		
第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。			第4条 事務局の事務分掌は、次のとおりとする。		
総務部			総務部		
庶務課			庶務課		
(略)			(略)		
学事課			学事課		

改正後	改正前
<p>(略)</p> <p>教育政策室</p> <p>(略)</p> <p>教育環境整備推進室</p> <p>(略)</p> <p>職員部</p> <p><u>(1) 教職員の服務監察及び相談に関すること。</u></p> <p>教職員企画課</p> <p>(略)</p> <p>教職員人事課</p> <p>(略)</p> <p>給与厚生課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p><u>(3) 新小倉小学校の開校準備に関すること。</u></p> <p>指導課</p> <p>(略)</p> <p>支援教育課</p> <p>(略)</p> <p>健康教育課</p> <p>(略)</p> <p>健康給食推進室</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>教育政策室</p> <p>(略)</p> <p>教育環境整備推進室</p> <p>(略)</p> <p>職員部</p> <p>教職員企画課</p> <p>(略)</p> <p>教職員人事課</p> <p>(略)</p> <p>給与厚生課</p> <p>(略)</p> <p>学校教育部</p> <p>(1) 学校と地域の連携の強化及び推進に関すること。</p> <p>(2) 学校運営の支援に関すること。</p> <p>指導課</p> <p>(略)</p> <p>支援教育課</p> <p>(略)</p> <p>健康教育課</p> <p>(略)</p> <p>健康給食推進室</p> <p>(略)</p> <p>生涯学習部</p> <p>生涯学習推進課</p> <p>(略)</p>

改正後	改正前
地域教育推進課 (略) 文化財課 (略) 第5条～第10条 略	地域教育推進課 (略) 文化財課 (略) 第5条～第10条 略